

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都

(名 称) 株式会社和田商事

(法人番号 6010001078269)

上記被審人に対する令和6年度(判)第14号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金26万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年10月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第7号及び第8号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年8月27日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

- 1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実
法第178条第1項第7号及び第8号に該当
被審人は、関東財務局長に対し、

第1

それぞれ下表1の番号1及び同2のとおり「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、大量保有者と共同保有関係にあり、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「報告書」欄記載の変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに提出せず、

表1

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 3	令和4年 3月18日	令和4年 3月28日	<ul style="list-style-type: none">・報告義務発生日において、2万5000株を保有することとなり、新たに単体株券等保有割合1%以上の保有者となった。・報告義務発生日より前の日において、共同保有者は、発行済株式総数の7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、当該共同保有者の保有株券等の数が6万7300株まで減少し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が1%以上減少した。

2	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 4	令和4年 5月27日	令和4年 6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告義務発生日より前の日において、単体株券等保有割合 1.97%の保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が 4400 株まで減少し、単体株券等保有割合が 1%以上減少した。 ・報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の 7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が 7万 1700 株まで減少し、株券等保有割合が 1%以上減少した。
---	-------------	----------------	---------------	--------------	---

第2

それぞれ下表2の番号1及び同2のとおり「提出日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある「報告書」欄記載の変更報告書を提出したものである。

表2

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
1	株式会社 三ツ星	「変更報告書 No. 1」と題する 変更報告書	令和4年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・保有株券等の数が 6万 7300 株であるところを 4万 6500 株と記載し、単体株券等保有割合が 5.31%であるところを 3.67%と記載 ・保有株券等の総数が 9万 2300 株であるところを 7万 1500 株と記載し、株券等保有割合が 7.29%であるところを 5.64%と記載

2	株式会社 三ツ星	「変更報告 書 No. 2」と 題する 変更報告書	令和4年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・共同保有者の保有株券等の数が4400株であるところを2万5000株と記載し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が0.35%であるところを1.97%と記載 ・保有株券等の総数が7万1700株であるところを9万2300株と記載し、株券等保有割合が5.66%であるところを7.29%と記載
---	-------------	------------------------------------	---------------	---

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の7、第27条の25第1項本文、第176条第2項

表2の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の8、第27条の25第1項本文、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

法第172条の7の規定により、変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号により定める額）に10万分の1を乗じて得た額となることから、

①令和4年3月28日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$3,690 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 46,739 \text{ 円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、40,000円

②令和4年6月3日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$6,020 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 76,252 \text{ 円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、70,000円

となる。

表2の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の8の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額となることから、

①令和4年5月18日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$5,790 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 73,339 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て、70,000円

②令和4年6月16日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$7,090 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 89,805 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て、80,000円

となる。